

最近の文化庁における施策について

文化庁美術学芸課

新・文化庁の組織体制について

文化庁移転の進め方

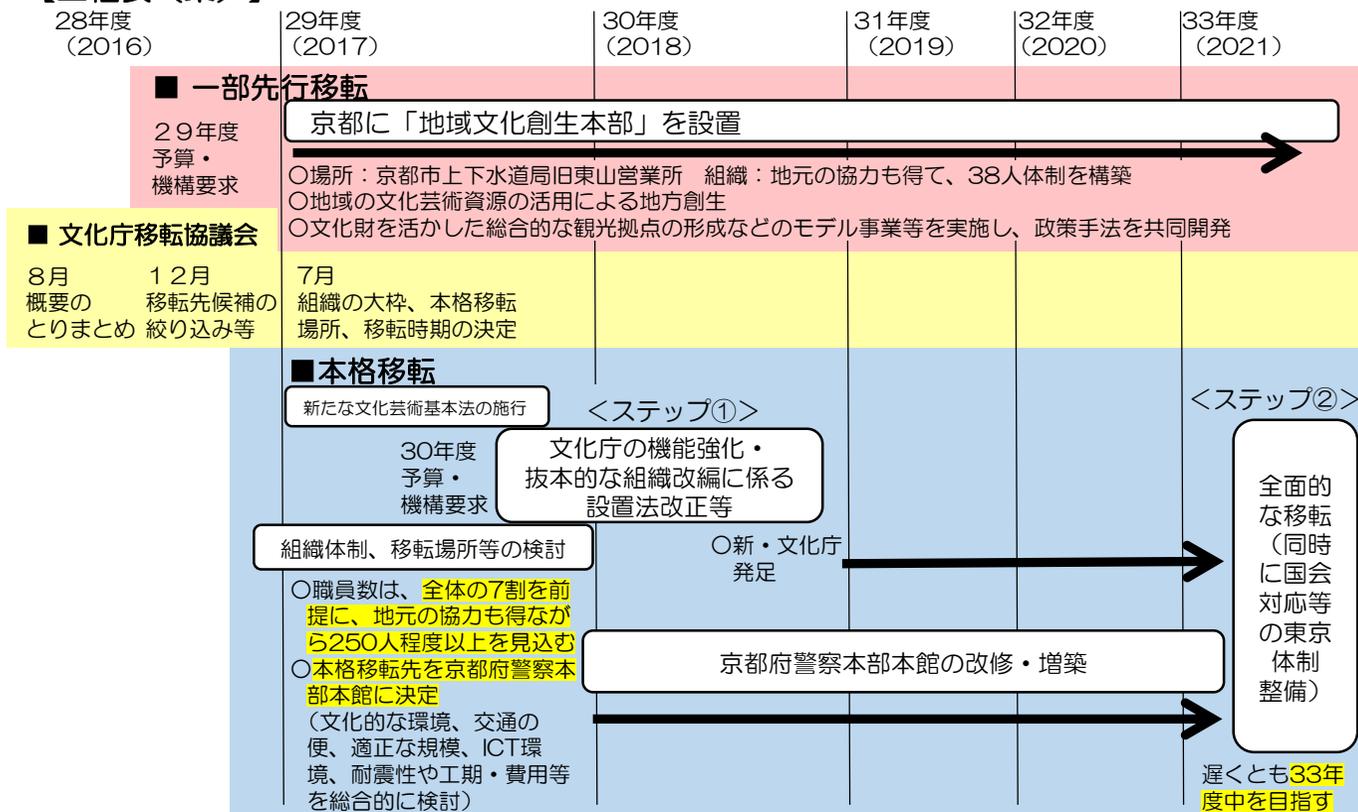
【基本方針】

今般の取組は、京都以外の全国各道府県をはじめ、国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行うものであるため、計画的・段階的に進める必要。このため、

(1) 京都の官民の協力を得た文化庁の京都移転の具体的メリットを示すことにより、国民の理解を得るための先行的取組・本格移転の準備を行うため、29年度から「一部先行移転の実施」

(2) (1)と並行して、文化芸術基本法を受け、文化庁の機能強化・抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正法案等を30年1月からの通常国会に提出。
業務に一時の停滞もきたさないように配慮しつつ、円滑に移転を実施。

【工程表（案）】



※文化関係独立行政法人について、広報発信・相談機能を置くことを検討

<移転により目指す新・文化庁の姿>

新・文化庁
 ~「縦割」を超えた開放的・機動的な文化政策集団~

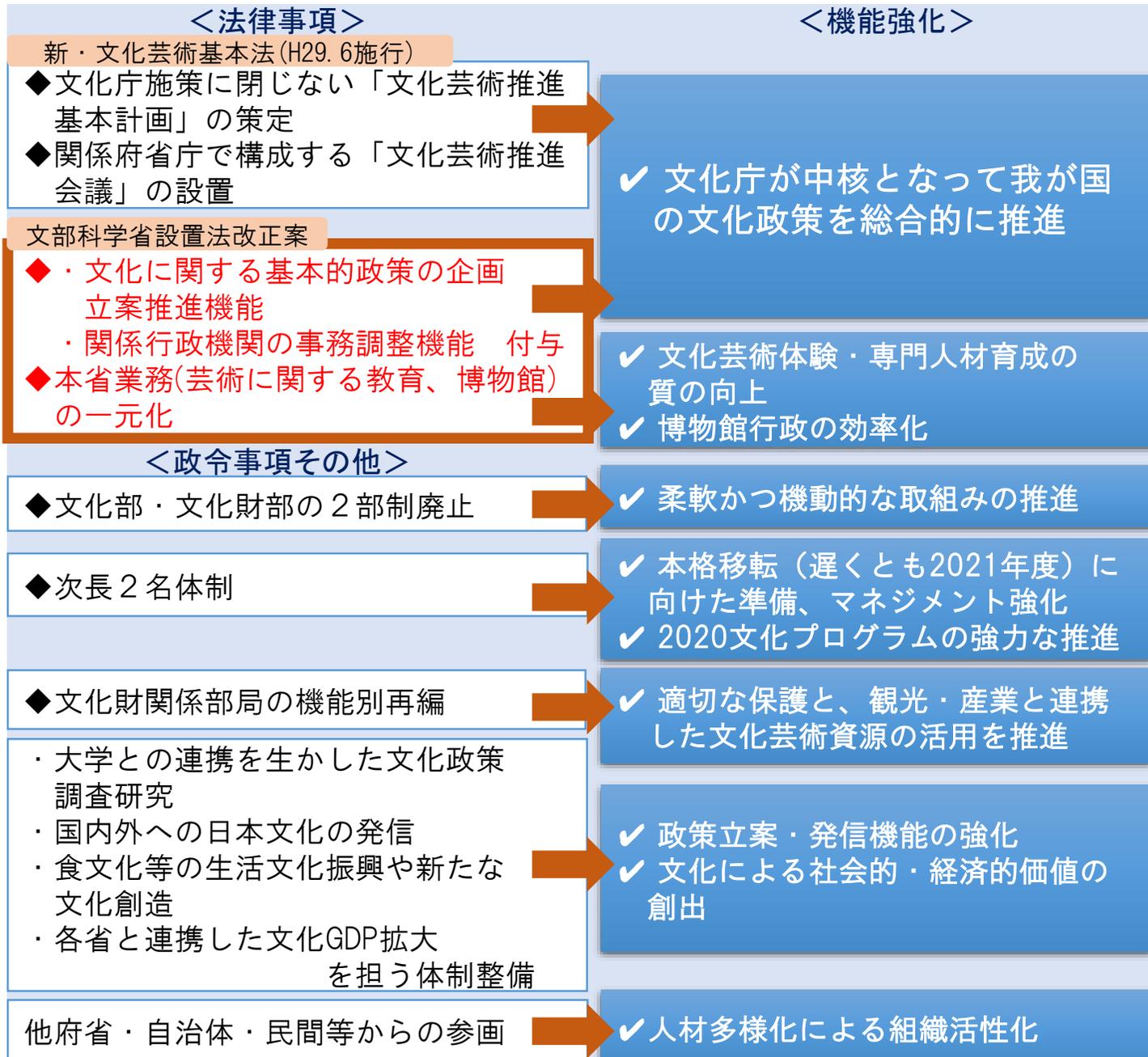
◆機能強化と組織改革の方向性

- 時代区分を超えた組織編制、分野別の縦割型から目的に対応した組織編制とし、政策課題への柔軟かつ機動的な取組みへ対応、文化財をはじめ文化芸術資源の活用を促進
- 関係府省庁、地方公共団体、民間、大学、文化芸術団体などに広く開かれた総参画体制により、新たな領域への積極的な対応を強化

◆本格移転における組織体制の大枠

- 文化庁・本庁を京都に置く。
- 本庁に文化庁長官及び次長を置く。
- 本庁においては、国会対応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を除くすべての業務を行う。

～新・文化庁 機能強化のポイント～



文化芸術の力で
一億総活躍

文化芸術資源
で地方創生・
地域活性化

日本文化ブラン
ドで世界を
魅了

<参考>

◆**経済財政運営と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産性向上～** (H29.6閣議決定)

「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。

◆**まち・ひと・しごと創生基本方針 2017** (H29.6閣議決定)

文化庁については、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、我が国の文化の国際発信力の向上、食文化など生活文化の振興、科学技術を活用した新文化創造や文化政策調査研究など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等に対応できるよう機能強化を図りつつ、京都に全面的に移転する。(略)また、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法(平成11年法律第96号)の改正案等を平成30年1月からの通常国会を自途に提出するなど、全面的な移転を計画的・段階的に進めていく。

現行・文化庁と新・文化庁の組織体制

京都への移転を見据え、部制廃止、本省からの業務移管、他省庁からの職員配置等による組織再編を行い、文化行政の一層の推進（新・文化庁）に向けた機能強化を図る。

現行 定員 231人

平成30年10月以降 定員 253人

長官・次長・審議官・文化部長・文化財部長・文化財鑑査官

長官・次長・次長・審議官・審議官・文化財鑑査官

長官官房

地域文化創生本部 (H29.4より京都に設置)

政策課
著作権課
国際課

文化部

芸術文化課
国語課
宗務課

文化財部

伝統文化課
美術学芸課
記念物課
参事官（建造物担当）

部制廃止による機動的対応

省内業務(博物館・芸術教育)の移管

分野別タテ割りから機能重視へ

官(他府省)・民・学・芸で文化政策を総合推進

地域文化創生本部の充実

地域文化創生本部

政策課

企画調整課

参事官（芸術文化担当）

文化経済・国際課

文化資源活用課

参事官（文化創造担当）

文化財第一課

文化財第二課

著作権課

国語課

宗務課

※名称はすべて仮称。

※下線の組織については本格移転時（遅くとも平成33年度）に京都

H30年度文化庁予算

文化芸術基本法の施行及び京都への移転を機に、新・文化庁へ向けて機能を強化し、文化芸術により生み出される社会的・経済的な価値の文化芸術への継承、発展及び創造や、日本ブランド向上に向けた多彩な文化芸術の発信などを通じて、文化芸術立国の実現を目指す。

1.文化芸術の創造・発展と人材育成

218.3億円

- 国際文化芸術発信拠点形成事業 12.5億円(新規)
- 戦略的芸術文化創造推進事業 12.5億円(5.5億円増)
- 日本映画の創造・交流・発信 8億円(0.1億円増)
- 文化芸術による子供の育成事業 53億円(0.5億円増) 等



2.かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等

475.8億円

- 文化財の総合的な活用による観光戦略実行プラン 128億円(2億円増)
 - ・ 文化財を通じた歴史体感プロジェクト 66億円
 - ・ 地域の美術館・博物館クラスターの形成 12.5億円
- 文化財の適切な修理等による継承・活用等 376億円(10億円増)
 - ・ 建造物の保存修理等 122億円(6億円増)
 - ・ 美術工芸品保存修理等 11億円(1億円増)
- 文化財の公開活用、伝承者養成、鑑賞機会の充実等 42億円(△0.4億円)
 - ・ 無形文化財の伝承・公開等 14億円(0.1億円増)
 - ・ 国立アイヌ民族博物館の整備等 15億円(△0.7億円) 等



3.文化資源を生かした社会的・経済的価値の創出

131.5億円

- 文化財活用のためのセンター機能の整備 8億円(新規)
- 地域の美術館・博物館クラスターの形成[再掲] 12.5億円(新規)
- 文化財を通じた歴史体感プロジェクト[再掲] 66億円(22億円増)
- 国際的な文化芸術の拠点形成等[再掲] 25億円(新規)
- アート市場活性化事業 0.5億円(新規) 等



4.日本ブランド向上に向けた多彩な文化芸術の発信

34.5億円

- 日本文化の発信・交流の推進 17.8億円(△0.8億円)
- 国際文化芸術発信拠点形成事業[再掲] 12.5億円(新規) 等

5.文化発信を支える基盤の整備・充実

298.5億円

- 国立文化施設の機能強化等 264.4億円(6億円増)
- 外国人に対する日本語教育の推進 2億円(0.1億円増) 等

●未来投資戦略(成長戦略)2017(平成29年6月9日閣議決定)

第2 具体的施策 Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

3. 観光・スポーツ・文化芸術 (2)新たに講ずべき具体的施策 iii)文化芸術資源を活用した経済活性化

① 文化芸術資源の活用の更なる促進に向けた体制・制度の整備

・文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る。

・文化財の適切な周期での修理・整備・美装化及び防災・防犯に取り組むとともに、ユニークベニューや多言語解説等の優良事例の普及や、VRや「クローン文化財」(高精度な文化財の複製)の技術等を活用した公開を促進するための検討を行う。

② 文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上

・文化クラスター(文化集積地区)創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して集中的に支援する。

事業目的

美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスター創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備、新たな事業創出、地域へのアウトリーチ活動、人材育成等、美術館・歴史博物館を活用・強化する取組を支援することによって、文化芸術立国の実現を目指す。

事業内容

1. 美術館・歴史博物館クラスター形成支援事業
地域の文化財の魅力発信、観光振興、多言語化や開館時間の延長、ユニークベニューの促進など、美術館・歴史博物館を中核とした文化クラスター創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備の支援を行う。

2. 地域と共働した創造活動支援事業

美術館・歴史博物館が地域文化の核となって地域文化の発信、子供・若者・障がい者・高齢者が参加できるプログラム、学校教育との連携によるアウトリーチ活動等の支援を行う。

3. 美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業

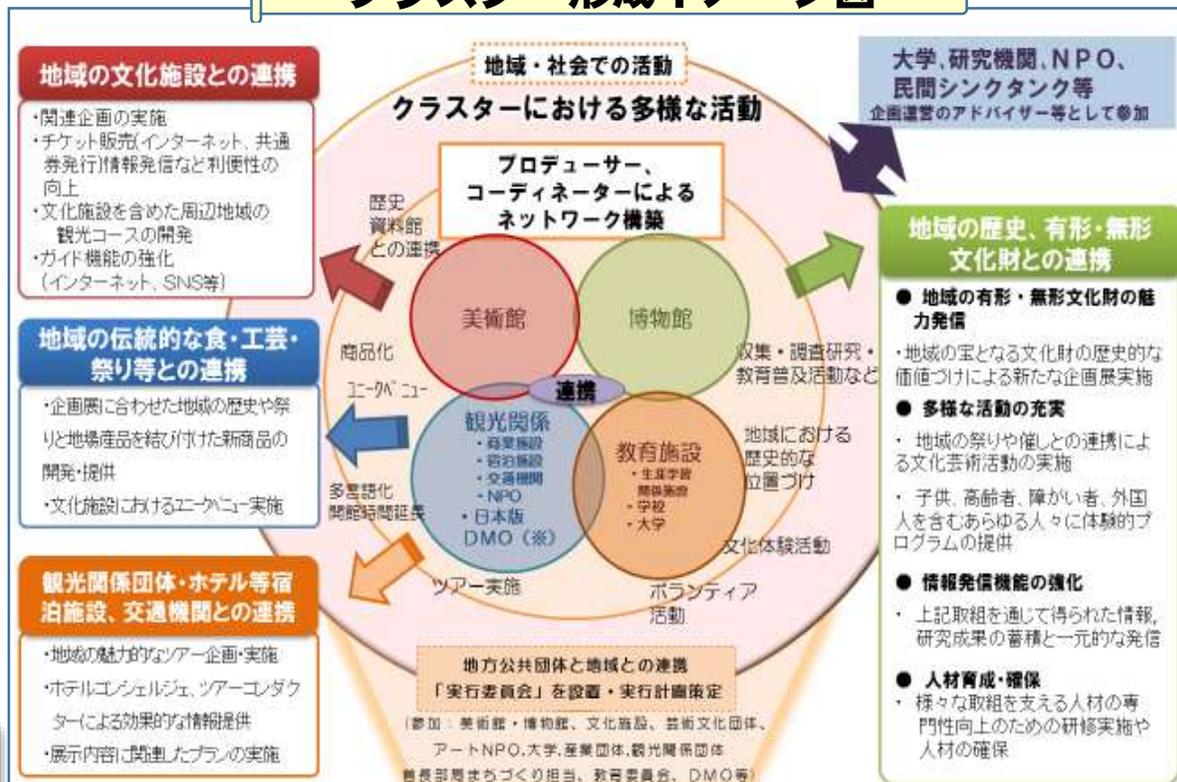
我が国の文化芸術の振興に係る諸課題のうち、緊急かつ重点的な分野等の取組を支援
(例)文化財防災に係る事業等

■補助事業者

美術館・歴史博物館を中心とした実行委員会等

■5年間で予定(3年目に中間評価)

クラスター形成イメージ図



※1. の日本版DMO (Destination Management/Marketing Organization) は、多様な関係者と協働しながら、様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、観光地域づくりのための戦略策定等について、地域が主体となって着実に実施するための調整機能を備えた法人(商工業、交通事業者、宿泊施設、農林漁業、飲食店、地域住民、行政などとの連携。)

現状

- 指定されている国宝・重文のうち展覧会等で公開されるのは約1.5%にすぎない。(H27: 154件)
- 地方や海外からの展示協力依頼や文化財の貸与などの依頼や活用にあたっての相談に応えきれていない。
国立博物館の地方への貸与件数 H28: 1,561件 (H27: 1,530件)
国立博物館の地方からの相談件数 H28: 381件 (H27: 329件)

課題

- 地方や海外の新しいニーズに対して迅速・適切な対応が十分でないため、**地方や海外の企画・展示ができていない。**
 - 民間企業等との共同が**組織的に対応できていない。**
- ⇒ **地方や海外、民間企業等からのニーズに機動的に対応することが必要**

経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～(抄) 平成29年6月9日閣議決定

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 2. 成長戦略の加速等 (5) 新たな有望成長市場の創出・拡大 ④ 文化芸術立国

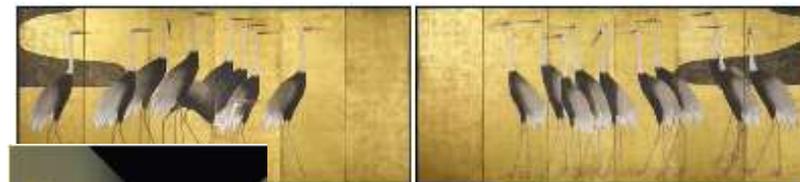
「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進めるとともに、**国立文化施設の機能強化、文化財公開・活用に係るセンター機能の整備等による文化財の保存・活用・継承、デジタルアーカイブの構築**を図る。

文化財活用促進に向けた新たな取組

- **文化財活用のためのセンター機能を強化し、国内外の人々が文化財に触れる機会を拡大**
 - ・ 地方・海外への多様なニーズに対応するため企画・マネジメント機能を強化(貸与・企画ノウハウ提供から地方・海外との展示の協同実施までワンストップ対応)
 - ・ 国宝・重要文化財などの収蔵品のデジタルアーカイブ化を促進
(現在、国立博物館のデータベース: 約13万点、うち2万点が英語)
 - ・ 先端技術を活用した国宝・重要文化財の高精細レプリカやVR(バーチャル・リアリティ)「産学官連携による寄付型プロジェクト」として、作成・公開実施
 - ・ キラーコンテンツとなる文化財の保存修復の促進
 - ・ 文化財の保存科学や防災対策などに係る展示環境に関する蓄積データを活用した発信・助言
 - ・ 上記を対応する外部人材活用も含めた「専門職チーム」設置による機動的対応を実施
※キュレーター(企画)、ファンドレイザー(財務)、レジストラ(作品履歴管理)、コンサーバー(修復)、広報等

今後目指す姿

- ・ **地方や海外の要望に応えた国宝・重要文化財を活用した展覧会を全国で展開**
- ・ **高精細レプリカやVRを全国で公開・活用**
※高精細レプリカ: 重要文化財「風神雷神図屏風」、「遮光器土偶」、クローン文化財など
※VR: 「江戸城の天守」、「キトラ古墳」、「阿修羅像」、「東大寺・大仏の世界」など



← 群鶴図屏風(尾形光琳筆、アメリカ・フリーア美術館蔵)
(平成29年7月～9月)
東京国立博物館とキャンとの共同作成による高精細レプリカ
◎半円形の大型スクリーン映像と風や匂いを体験

- ・ 今後は、企業の技術革新への寄与とともに、駅や空港などの施設や地方博物館などへ販売・貸与し、**ビジネスモデルを確立**

文化財の保存と活用（美術工芸品）及び博物館に関する学芸員等の研修体系

1年目

10年目

20年目

30年目

新人

若手

中堅

管理職

● 文部科学省・文化庁が実施する研修

● 学芸員数：約7,821人、博物館数：5,690館（平成27年度）

博物館
全般

博物館学芸員専門講座（文科省）【50人：3日間】

学芸員等在外派遣研修（文科省）【若干名：3か月または1か月】

博物館長研修
（文科省）
【50人：3日間】

文化財
行政講座
（文化庁）
【100人：3日間】

重要文化財等（美術工芸品）
企画・展示セミナー（文化庁）
【25人：5日間×2会場：2年にわたり参加】

歴史民俗資料館等専門
職員研修会（文化庁）
【50人：5日間】

防災・防犯研修（文化庁）【教育委員会・博物館等の担当者：1日間】

[拡充]ミュージアム・エデュケーター研修（文化庁）【50人：5日間】

[拡充]ミュージアム・マネジメント
研修
（文化庁）【50人：3日間】

文化財（美術工芸品）修理技術者講習会（文化庁）
【30名程度：5日間：2年にわたり参加】

[新規]重要文化財等（美術工芸品）
の修理及び保存科学に関する研修
（文化庁）【オンライン研修】

● 独立行政法人が実施する研修

保存担当学芸員研修（国立文化財機構
東京文化財研究所）【30人：9日間】

キュレーター研修（国立美術館）【若干名：受入館が承認した期間】

文化財担当者研修（国立文化財機構奈良文化財研究所）【各課程8～15人：3～9日間×14課程】

文化財の保存と活用

【参考】その他の機関が実施する研修

- ・学芸員研修会（全国美術館会議）【会員館の職員、個人会員、賛助会員を対象：1日間】
- ・学芸員専修コース（関係の大学博物館）【博物館・美術館において学芸員としての業務の直接携わる者を対象：15人：5日間】
- ・研究協議会（（公財）日本博物館協会）【博物館職員や博物館運営に関わる者を対象：2日間×3会場】

従来の博物館

- 専門的な調査研究の場
- 資料の収集・保管が中心
- 貸し館としての展示会場

※参考：平成27年度社会教育調査(文部科学省)によると博物館・博物館類似施設の学芸員は7,821人。

- 「文化審議会文化政策部会」『審議経過報告』(平成22年6月7日)の提言
 - ・「アートマネジメントに関する人材の育成を図るとともに、それらの人材が活躍できる場の増加を図ることが重要である。」
 - ・「学校教育における博物館活用の促進や鑑賞教育の充実を図るため、各博物館において学芸員や教育担当専門職員(エドゥケーター)の配置を促進するとともに、国においては研修制度の充実を図ることが求められる。」
- 文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－(第4次基本方針)(平成27年5月22日閣議決定)
「美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。
また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。」
- 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)：文化芸術活動に対する効果的な支援や子供の体験・学習機会の確保、人材の育成、障害者の文化芸術活動の推進、文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信を進める
- 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)
文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様な人材の戦略的な育成・確保を図る



ミュージアム・エドゥケーター研修

目的：博物館において教育普及を専門的に担当する学芸員の育成
内容：教育普及事業の企画・運営、教育プログラムや鑑賞教材の開発等に必要な資質・能力を養う研修
期間：年2回 計5日間



ミュージアム・マネジメント研修

目的：博物館の管理運営において必要な経済性と芸術性双方の専門的知識を有する人材の育成
内容：美術館・歴史博物館の企画及び管理運営に必要な専門的知識及び博物館を取り巻く社会動向について研修
期間：3日間

平成30年度以降の新たな取組

- これまでの蓄積を生かして新たに「文化財」をキーワードとした映像資料を作成
- オンライン上で学芸員等を対象とした幅広い研修機会の充実

これからの博物館

博物館

- 『博物館の望ましい姿』(財)日本博物館協会、平成15年3月
- ・社会的な使命を明確に示し、人々に開かれた運営を行う(マネジメント)
 - ・社会から託された資料を探求し、次世代に伝える(コレクション)
 - ・知的な刺激や楽しみを人びとと分かちあい、新しい価値を創造する(コミュニケーション)



学校との連携による
アウトリーチ活動の充実

地域社会との連携による
子供・若者・障がい者・高齢者
参加型プログラム充実

国際的な博物館等との連携による
日本美術の魅力発信

⇒ 観光・地域振興の拠点等、地域に開かれた役割を果たすことを期待

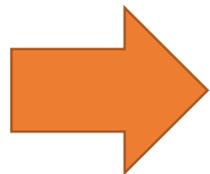
文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について

※これより先、改正法案の説明となりますが、
政府が国会に提出した法案の概要を説明するものであり
今後の国会審議によって内容の改廃がありえます

文化財保護制度見直しについて（総論）

文化財の次世代への確実な継承に向け、以下のような趣旨で文化財保護法等の一部改正を行う。

- ①地方公共団体や民間団体等の文化財の保存・活用に向けた**役割分担の見える化**を行い、文化財の保存や活用を**総合的・計画的に推進**するための枠組みを制度上位置づけ
- ②文化財の保存・活用に係る**諸手続きの弾力化**を通じ、地域で守るべき文化財の**掘り起こし**を促進
- ③**所有者に代わり文化財の保存・活用**に当たることのできる**人材の活用拡大**
- ④所有者が安定的に文化財を保存・活用できるよう、美術館等への寄託・公開を条件に美術工芸品の**相続税の納税猶予**
- ⑤まちづくりなどとも連携して効果的な文化財行政を推進するため、自治体における文化財の事務の所管を**首長部局へ移管可能**に

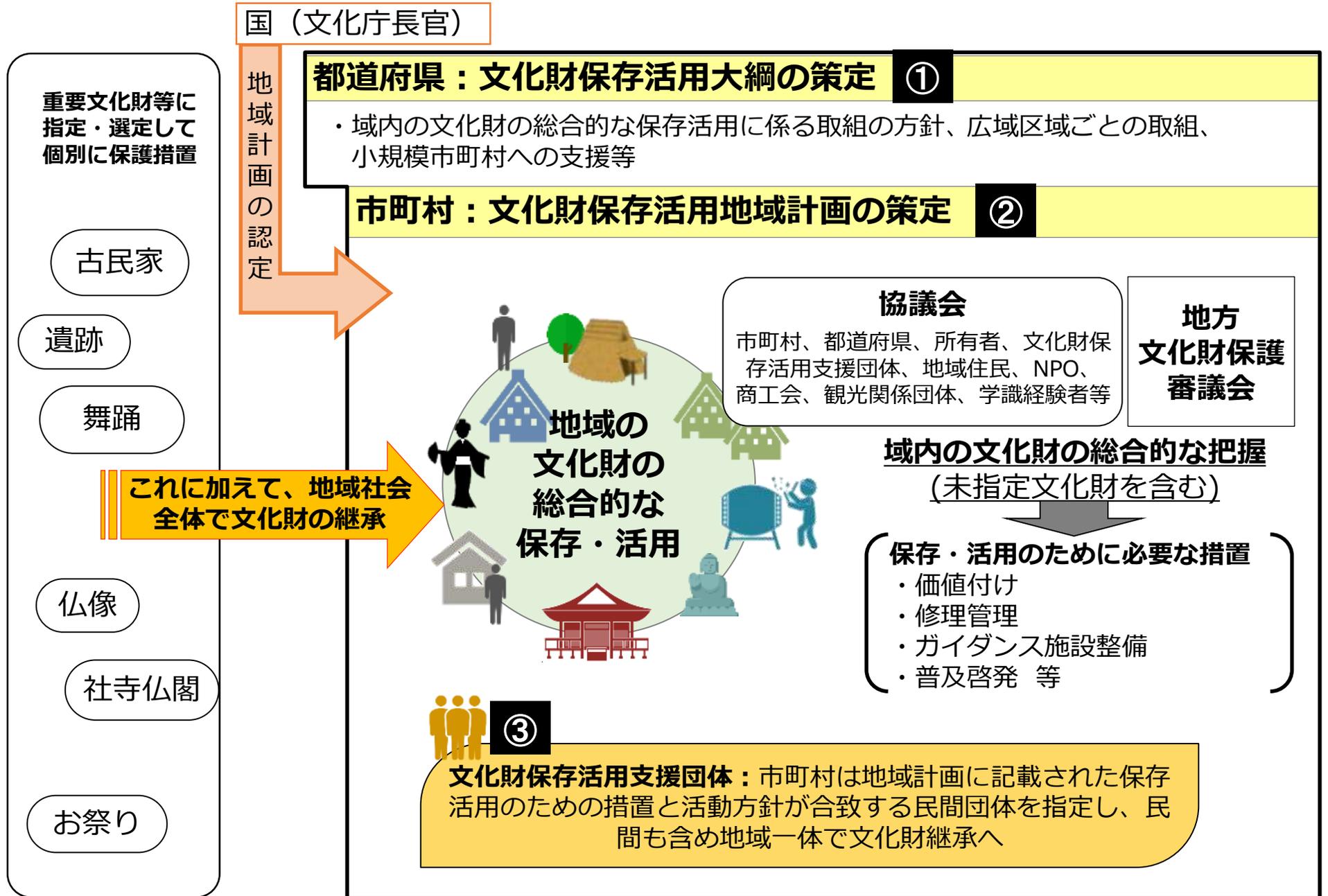


(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

(4) 罰則の見直し



国が認定した地域計画（市町村が作成）により 地域の文化財の総合的・計画的な保存・活用へ



【検討の背景】

- ✓ 展示設備等の技術的な進歩
- ✓ 公開ニーズの多様化 等

材質や保存状態、実態[※]等を踏まえ、き損の可能性の低い文化財は公開期間の延長を認めるなど、よりきめ細かな取扱とすることが望ましいとの指摘

※平成28年度「公開承認施設等の博物館施設に対する実態調査結果」においても、材質別公開日数に差があることが明らかになった

【改訂案】

文化財保護法第53条に基づき、所有者及び管理団体以外の者が移動を伴う公開を行う場合の取扱いを行うべき事項や留意すべき事項を示す指針

<公開のための移動回数及び期間>

き損や劣化の程度が著しいもの、材質が極めて脆弱、寸法が特に大きい、形状が複雑ものを除き、原則

- ① 公開のための移動回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内
- ② ①以外のもので、特に個々の保存状態に問題がない、材質が石、土、金属などで作られたもの
⇒ 年間公開日数：**延べ150日以内**
- ③ ①以外のもので、特に個々の保存状態に問題がなく、特別な事情があり、事前に文化庁と協議の上、次回の公開まで適切な期間を設ける措置を取った場合
⇒ 年間公開日数：**延べ100日まで**
- ④ ①に比べて褪色や材質の劣化の危険性が高いものは年間公開日数は延べ30日以内

<個別の重要文化財等の公開における留意事項>

※個々の保存状態に問題がなく、劣化しやすい材質を用いていない文化財に限る

- 絵画：絵画の照度は100ルクス以下とする
版画の公開日数は年間延べ30日以内で照度は50ルクス以下とする
油絵の公開日数は年間延べ150日以内とする
- 彫刻：**金属製品の公開日数は年間延べ150日以内とする**
単一素材の彫刻作品（一木造り、彩色・漆箔などがない場合）の年間公開日数については事前に文化庁文化財部美術学芸課と協議した上で決定することができる
- 工芸：**陶磁器、銅製品などの工芸品公開日数は年間延べ150日以内とする**
漆工品、甲冑類の照度は100ルクス以下とする
染織品の照度は80ルクス以下とする
- 考古：**材質が石、土、ガラス又は金属のものの公開日数は年間延べ150日以内とすること**
- 書跡・典籍・古文書：照度は100ルクス以下とする
- 歴史資料：近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図面類、写真類などの照度は50ルクス以下とする

※この要項によりがたい場合には、事前に文化庁に技術的指導・助言を求め、協議し対応を決定すること

【現行要項】

き損の程度が著しいものを除き、原則

- ① **公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内**
- ② ①に比べて、**褪色や材質の劣化の危険性が高いものは延べ30日以内**
- ③ 照度は原則として150ルクス以下

※この要項によりがたい場合には、事前に文化庁に協議すること

特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設(相続税)

【概要】

個人が、美術館（※1）と特定美術品（※2）の長期寄託契約を締結し、文化財保護法に規定する保存活用計画（※3）の文化庁長官の認定を受け、その美術館（以下「寄託先美術館」という。）にその特定美術品を寄託した場合において、その者が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者（以下「寄託相続人」という。）がその長期寄託契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。

※1 博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設のうち、美術品の公開及び保管を行うもの

※2 国宝・重要文化財、登録有形文化財の美術工芸品

※3 文化財保護法の改正により保存活用計画の仕組みの構築を検討中（平成30年通常国会に提出予定）

【猶予税額の免除】

- ・ 寄託相続人が死亡した場合
- ・ 寄託先美術館に対するその特定美術品の寄贈した場合
- ・ 自然災害によるその特定美術品の滅失があった場合

【猶予税額の納付】

以下の場合には、猶予税額及び法定申告期限からの期間に係る利子税を納付する。

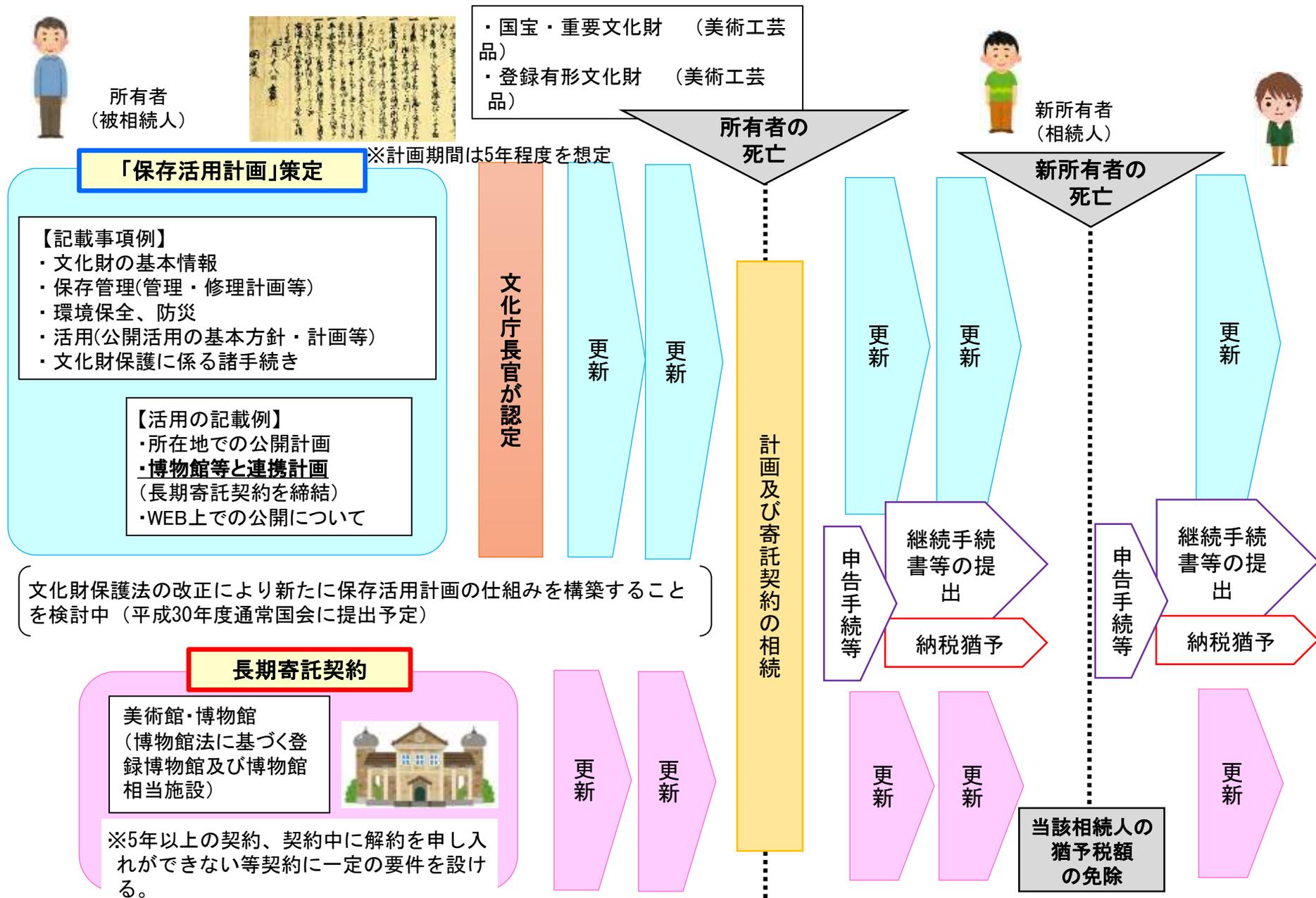
- ・ 特定美術品の譲渡等をした場合
- ・ 特定美術品が滅失、紛失等をした場合
- ・ 長期寄託契約の終了、保存活用計画の期間満了後、新たに認定を受けなかった場合
- ・ 重要文化財の指定解除、登録有形文化財の登録抹消、保存活用計画の認定取消しの場合
- ・ 寄託先美術館が廃止された場合（新たな寄託先美術館に寄託した場合を除く。）

【その他】

寄託相続人は、3年毎に、継続届出書に寄託先美術館の発行する証明書を添付して、寄託相続人の納税地の所轄税務署長に提出する。
等

特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設（イメージ）

【スキーム図（イメージ）】



文化財の保存・活用に係る地方財政措置について

- 「文化経済戦略」（平成29年12月27日内閣官房・文化庁策定）や「文化財保護法」の改正（通常国会提出予定）などを踏まえ、文化財の積極的な保存・活用を推進するため、平成30年度から、保存・活用に要する経費に対する地方財政措置を拡充。
 - ① 文化財の保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）の地方負担について、一般補助施設整備等事業債の対象とし、元利償還金に対する交付税措置を拡充（充当率90%、交付税措置率30%）。
 - ② 文化財の保存活用計画を策定し、当該計画に基づき実施する活用事業（国庫補助事業、地方単独事業）に要する経費（ソフト事業）について、新たに特別交付税措置。

<文化財の保存・活用に係る地方財政措置>

| 区分 | 保存 | | 活用 | |
|-------------------------------|---|--|---|--------------------|
| | ハード事業 | ソフト事業 | ハード事業 | ソフト事業 |
| | | 史跡・建造物の購入、保管施設の整備等 | 修理・維持補修等 | ガイダンス施設、トイレ、駐車場整備等 |
| 国庫補助事業 (補助率 原則 1/2) | 一般補助施設整備等事業債【H30拡充】 (充当率90%、交付税措置率30%) | 特別交付税 (文化財の保存等に要する経費) 普通交付税 (地域の伝統文化の振興に要する経費等) | 一般補助施設整備等事業債【H30拡充】 (充当率90%、交付税措置率30%) | 特別交付税【H30新規】 |
| 地方単独事業 | 地域活性化事業債 (充当率90%、交付税措置率30%) | | 地域活性化事業債 (充当率90%、交付税措置率30%) | |

地方財政措置の拡充（平成30年4月から適用）

○保存活用計画に基づく活用事業（ソフト事業）への特別交付税措置

【対象】

- 自治体が自ら実施する事業や所有者等への支援事業に要した経費の一部に対して新たに特別交付税措置
- 従来、建造物・記念物等で作成を推奨してきた保存活用計画に基づく取組も対象
- 対象となるソフト事業の例
 - **文化財等の公開**（公開の際の安全確保や公開環境整備等を含む）
 - **情報発信**（HP・映像・SNS・パンフレット・レプリカ・模写模造・VR・AR・デジタルアーカイブ・解説板等の作成管理、周遊ルートの設定及び周辺文化財との一体的な発信、展示解説等のユニバーサルデザイン化等を含む）
 - **多言語化**（翻訳、ネイティブチェック、ネイティブライターによるコンテンツ作成等を含む）
 - **普及啓発**（発表会、展覧会、体験教室、ワークショップ、シンポジウムの実施等）
 - **外部人材の活用**（保存活用計画の推進や魅力発信等を行う専門人材等を含む）
 - **人材育成**（ボランティア、ガイド、学芸員、ヘリテージマネージャー等の研修・育成等を含む）

【手続】

- 文化庁が毎年実施する「地方における文化行政の状況について」調査により支出した額を把握（平成30年度は5～6月頃に調査票発出予定）

○保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）の地方負担への地方債の適用

【対象】

- 地方公共団体が国指定等文化財の修理等のハード事業を国庫補助を受けて行う場合（※）、地方公共団体の負担分（補助裏）について、元利償還金に対する交付税措置率が従来より高い地方債の活用が可能に
- （※）文化財の保管施設・ガイダンス施設・トイレ等の便益施設の整備等、史跡・建造物の購入など地方債の起債が可能なハード事業

| | 現行 | → | 新たな措置 |
|------|--------------------------------|---|---|
| 都道府県 | 公共事業等債 (充当率90%、措置率22.2%) | | 一般補助施設整備等事業債 (充当率90%、措置率 30%) |
| 市町村 | 一般補助施設整備等事業債 (充当率75%、措置率0%) | | 一般補助施設整備等事業債 (充当率 90% 、措置率 30%) |



（復元整備）



（ガイダンス施設・トイレ等の便益施設整備）

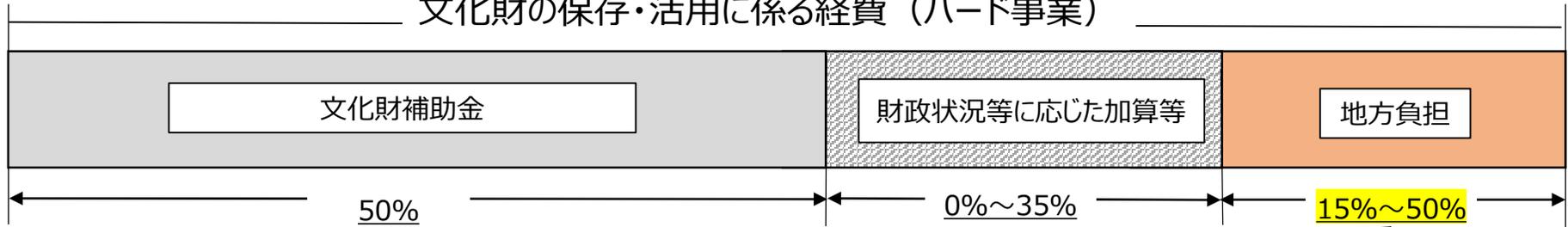


【手続】

- 各自治体における地方債の起債手続とともに文化財補助金申請書に地方債の充当予定額を記入

文化財の保存・活用に係る国庫補助事業(ハード事業)への地方財政措置の拡充

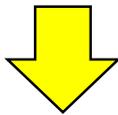
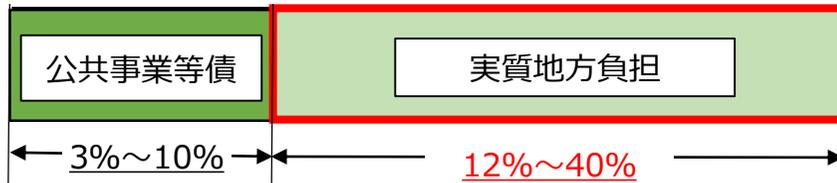
文化財の保存・活用に係る経費 (ハード事業)



道府県の場合

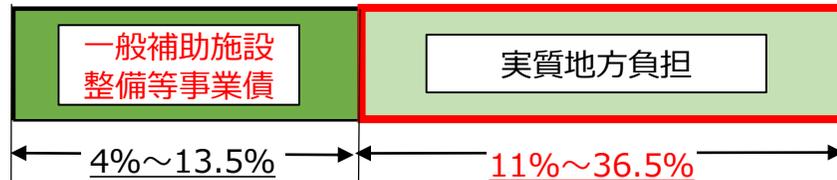
現行

・公共事業等債 (充当率90%、措置率22.2%)



平成30年度~

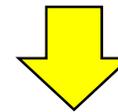
・一般補助施設整備等事業債 (充当90%、措置率30%)



市町村の場合

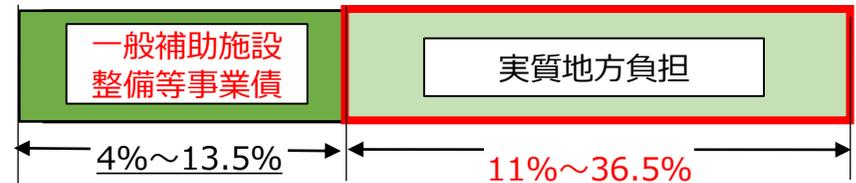
現行

・一般補助施設整備等事業債 (充当率75%、措置率0%)



平成30年度~

・一般補助施設整備等事業債 (充当90%、措置率30%)



美術品補償制度

趣旨

優れた美術品をより**多くの国民が鑑賞**できるよう、展示美術品の損害を政府が補償することにより、質の高い展覧会が**広く全国で開催**されるよう国が支援する。

【背景】

- 美術品の評価額の上昇、テロ・自然災害等により、展覧会の美術品の保険料が高騰。
- 景気悪化に伴い、民間主催の大規模展覧会の規模が縮小。断念するケースも。
- G8ではロシアと日本以外で、またEU加盟国の約6割で、国家補償制度を導入済。

概要

- 美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定める。
- 対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 損害総額の一定部分は主催者が負担、それを超える部分を国が補償する(ただし、補償上限額を定める)。
- 毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定める。
- 文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定する。

【本法案の効果】

- ① **広く全国で**安定的・継続的に優れた展覧会が開催されるようになる。
- ② 海外の美術品を**多くの国民の鑑賞に供する**ことで、国際文化交流が活性化する。
- ③ 展覧会の選定手続を通じ、その美術館の企画・運営能力の向上が図られる。

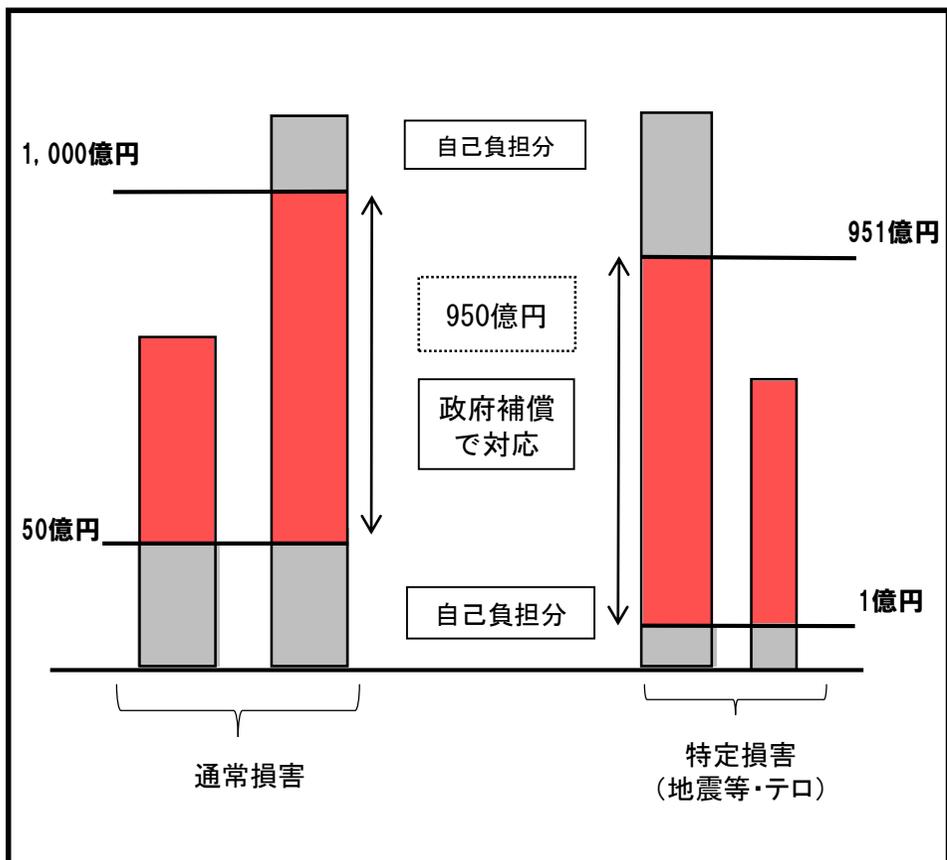
成立日

平成23年3月29日

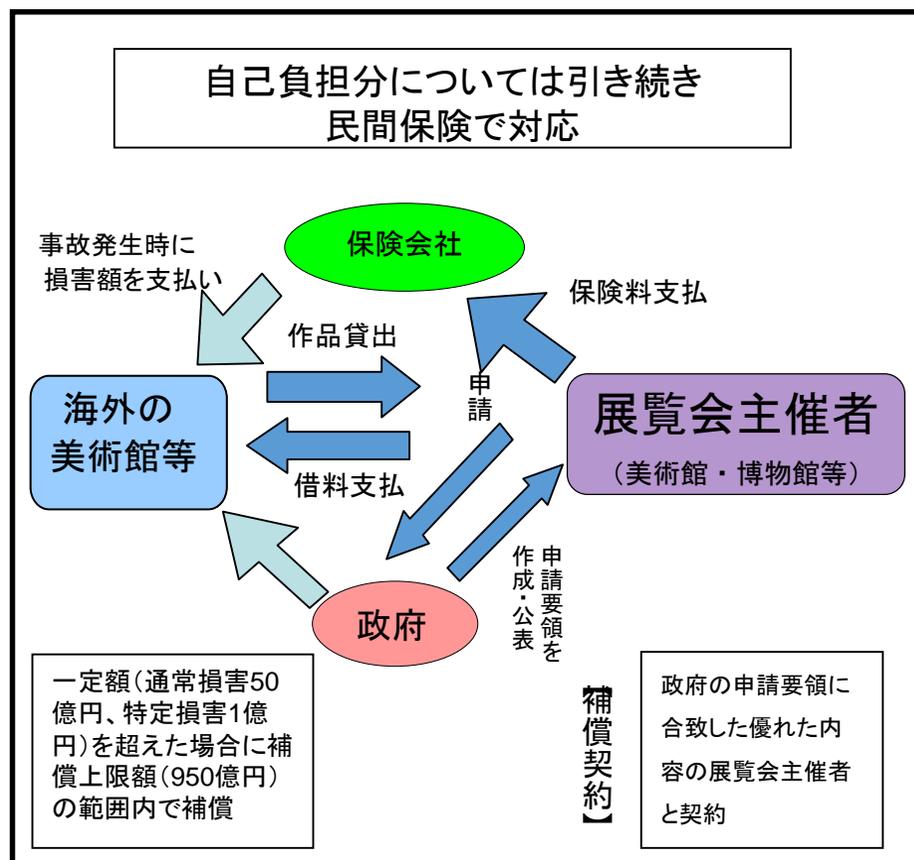
施行日

平成23年6月1日(公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日)

1. 美術品補償制度における補償額の範囲



2. 美術品補償制度における関係者の契約関係



- ・政府による補償は、一定額(通常損害50億円、特定損害1億円)を超えてから発生し、上限は950億円まで。
- ・一会計年度の予算総則に定める限度額(平成30年度は4,044億円。年度によって変動。)で10件程度の展覧会の美術品の損害補償を想定。

- ・政府は、展覧会の主催者を相手方として、美術品の所有者(海外の美術館等)に対し、その美術品の損害を補償する契約を展覧会の主催者と締結する。
- ・政府の補償は、原則として、美術品の所有者が展覧会的主催者を通じて請求し、補償金はその所有者に対して支払われる。

※これまでの実績: 30件(H30.4現在)

1. 経緯

- 平成23年に法律が成立、施行された。その際、附則にて施行後3年をめどに補償の範囲について検討及び所要の措置を講ずることとされていた。
- 平成26年から文化審議会美術品補償制度部会においてヒアリング等を実施し、制度の在り方について、検討を行い、平成27年7月に「審議のまとめ」を取りまとめた。
- これを踏まえ、平成29年度においてはアンケート調査を実施。

2. 今後

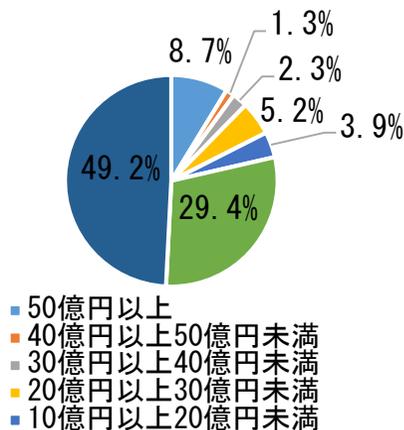
「審議の取りまとめ」（平成27年7月）、平成29年度に実施したアンケート調査を踏まえ、美術品補償制度部会において補償制度の改善方策について検討を進める。

3-1. アンケート調査の概要

- ◆調査対象：日本国内の美術館・博物館 計1,147館
 - ◆調査内容：国際展の開催状況・補償制度の利用意向、利用状況
 - ◆調査方法：郵送及びWebアンケート
 - ◆調査時期：2018年3月7日～3月20日
- ※回収結果：全回収数310（回収率27.0%）、有効回答数308（有効回答率26.9%）

3-2. アンケートの概要

平成27～30年度に開催した国際展の評価額



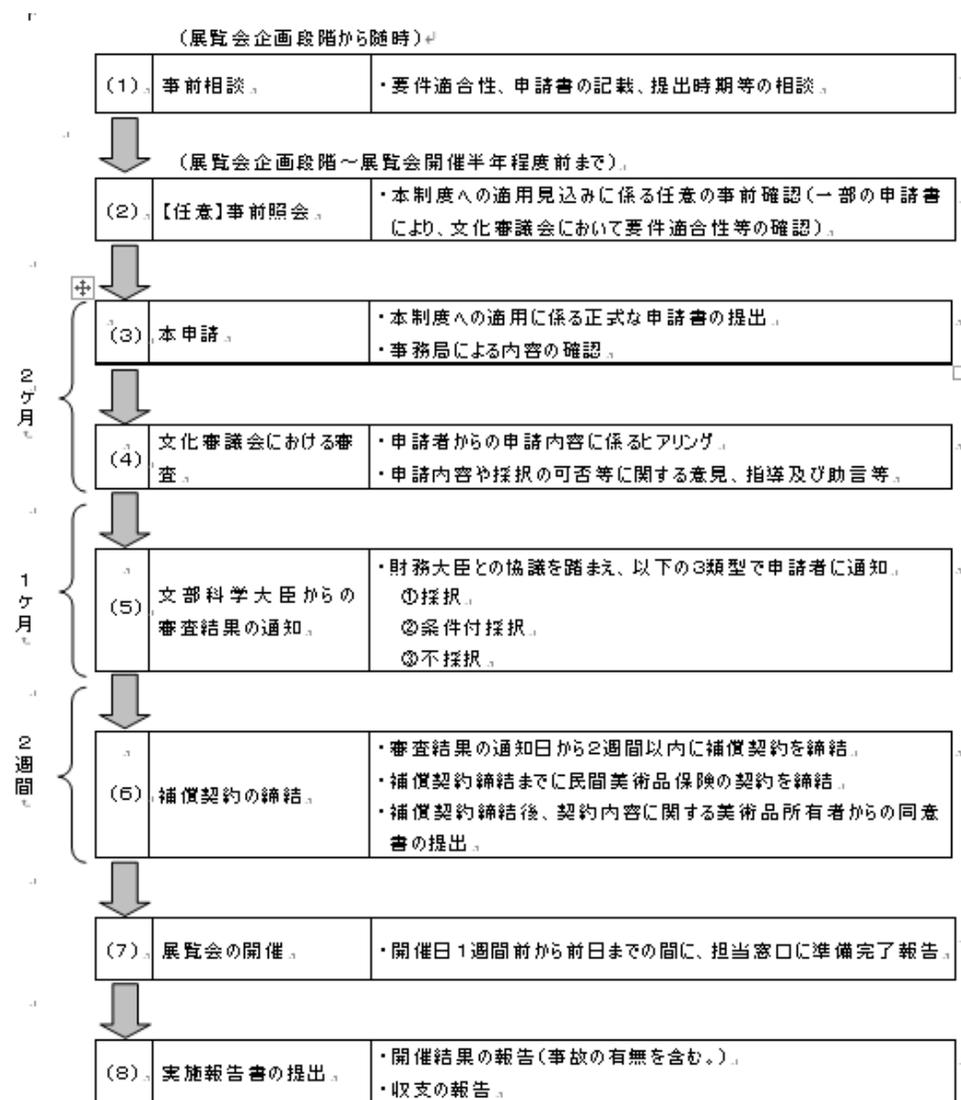
○美術品補償制度の課題としては、次のような意見があります。

- ・手続きが煩雑である
- ・実施する展覧会の総評価額が50億円に達しない
- ・申請する体制が整っていない
- ・制度がわかりにくい

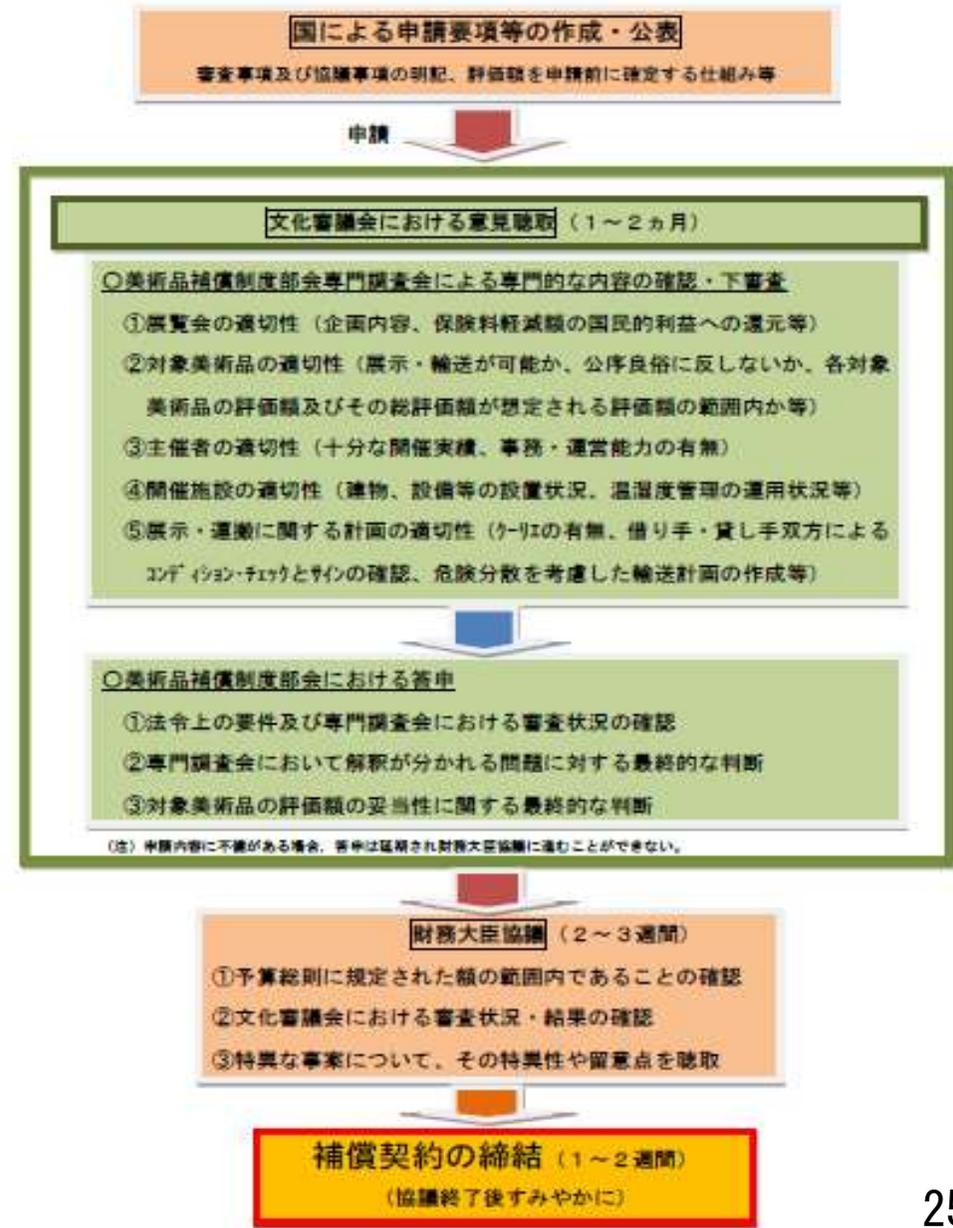
○要望としては、次のようなものがあります。

- ・申請手続きの簡略化
- ・申請対象となる総評価額の引き下げ
- ・利益還元義務の再検討
- ・制度に関するわかりやすい説明、申請要領の充実

1. 美術品補償に係る手続きの流れ



2. 美術品補償制度部会における審査の流れ



詳細は以下の文化庁ホームページでも公開しています。⁺
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/hoshoseido/

種の保存法の改正

※絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部改正に伴う象牙の適切な取扱についてのものです。

※同改正法は、平成30年6月1日から施行されます。

- ✓ **象牙・うみがめ科の甲（象牙等という）の国内取引管理の強化。**
- ✓ 象牙に関しては、「全形を保持した牙」はこれまでと同様、環境大臣及び経産大臣の登録が必要。今回の改正では、「全形を保持しない牙」、つまり、**半加工品（カットピースや端材等）の取引に係る手続きを、これまでの「届出」から「登録」と規制が強化された点。**（特別国際種事業として登録）
- ✓ 具体的には、
 - ① 5年毎の登録の更新
 - ② 所有する全形牙の登録、一定の大きさかつ重量以上のカットピース等の管理票作成
 - ③ 陳列・広告時の登録番号等の表示
 - ④ 特別国際種事業者登録簿の公表
 - ⑤ 罰則の強化である。
- ✓ ただし、従前と同様、**法定の除外事由に該当する場合はこの限りではない。**
 - ・ 大学における教育又は学術研究のために譲渡し等をする場合
 - ・ **博物館法に規定する登録博物館又は博物館相当施設における展示等に譲渡し等をする場合** など